

126.50

「手続を行ったことの申出」の補正に係る
手続補正書の作成例

「手続を行ったことの申出」に係る補正は、~~次の場合に行う。~~

~~(1) オンライン手続において、二人以上の出願人（申請者）、代理人等がいる場合で、オンライン手続を実行した者以外の者が、当該手続をした日から3日以内に「手続補正書」により「オンライン手続を行った旨」を補正しなかった場合に行うとき。~~

~~(2) 書面手続において、押印がない、印が相違する等印鑑に関する不備があるとき~~

~~(3) 書面手続において、識別ラベルが相違する等識別ラベルに関する不備があるとき~~

手続補正書の作成例

既に提出されている特許願

【書類名】 (略)	特許願	
【特許出願人】 【識別番号】 【氏名又は名称】	特許 一郎	
【代理人】 【識別番号】 【弁理士】 【氏名又は名称】	代理 一郎	注1
【代理人】 【識別番号】 【弁理士】 【氏名又は名称】	代理 二郎	注2
【提出物件の目録】 (略)		

~~(注1) 印が押されていない又は識別ラベルがはられていない。~~

(注2) ~~オンラインで手続をする場合であって、~~代理 二郎がオンライン手続
実行者の場合

提出する手続補正書

【書類名】	手続補正書
(略)	
【補正をする者】	
【識別番号】	
【氏名又は名称】	特許 一郎
【代理人】	
【識別番号】	
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理 一郎
	識別ラベル
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	特許願
【補正対象項目名】	代理人
【補正方法】	追加
【補正の内容】	
【その他】	
	特許出願を行ったことに相違ありません。

(注) オンラインで手続をする場合は、「代理一郎」がオンライン手続をしなければなりません。

(改訂 平成23令和2・1-1-12)